

(規 27～28)

普・発売

営 業 規 則

第 2 章 乗車券類の発売

第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 27 条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号により、片道乗車券・往復乗車券または連続乗車券を発売します。

(1) 片道乗車券

旅客運賃計算経路の連続した区間を 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売します。

(2) 往復乗車券

往路・復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売します。

(3) 連続乗車券

前各号の乗車券を発売できない連続した区間（その区間が 2 区間までのものに限る。）を、それぞれ 1 回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売します。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 28 条 救護施設（旅客鉄道会社で指定した救護施設をいう。以下同じ）に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合、第 29 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売します。ただし、割引普通乗車券は、旅客運賃割引証の有効期間内の日に発売できるものに限りです。

2 被救護者が老幼・虚弱もしくは傷害のため、または逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者と付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について、付添人 1 人に限って前項の規定を準用します。

3 前項の規定によって、被救護者に対して、割引の片道普通乗車券を発売する場合でも、付添人に対して割引の往復普通乗車券を発売することができます。

(注) 付添人が往路を単独で旅行し、復路被救護者の付添をする場合、その往路については、割引の普通乗車券は発売しません。

(規 29～29)

普・発売

営 業 規 則

(被救護者割引証)

第 29 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その保護または救護を受ける施設の代表者から、次の各号に掲げる事項が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出するものとしま

- (1) 割引証の番号
- (2) 指定番号
- (3) 乗車区間
- (4) 乗車券の種類
- (5) 旅客証明書番号
- (6) 被救護者の氏名及び年齢
- (7) 有効期限
- (8) 付添人を必要とするときは、付添人の氏名及び年齢
- (9) 発行年月日
- (10) 施設の所在地
- (11) 施設の名称及び代表者の氏名

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、旅客鉄道会社の様式とします。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とします。